



熊本県公報

第12746号
平成30年8月7日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○荒尾都市計画下水道の事業計画の変更認可	(下水環境課) 1
○益城復興事務所施設賃貸借業務に係る一般競争入札の参加資格等	(都市計画課) 1
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(高齢者支援課) 2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(") 2
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(") 3
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(") 3
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録変更	(") 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
公 告	
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定による応急入院指定病院の指定	(障がい者支援課) 4
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による措置をとることができる応急入院指定病院の指定	(") 5
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項前段及び第33条第4項前段の規定により厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院の認定	(") 5
○益城復興事務所施設賃貸借業務に係る一般競争入札の実施	(都市計画課) 5
○基本測量の実施	(監理課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 9
登 載 依 頼	
○公示送達	(収用委員会) 9

告 示

熊本県告示第628号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 荒尾市
- 2 都市計画事業の種類 荒尾都市計画下水道事業荒尾公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和43年12月28日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和43年建設省告示第4079号、昭和45年熊本県告示第187号、昭和45年熊本県告示第887号、昭和47年熊本県告示第237の6号、昭和47年熊本県告示第968号、昭和52年熊本県告示第192号、昭和54年熊本県告示第190号、昭和57年熊本県告示第1261号、昭和60年熊本県告示第271号、昭和60年熊本県告示第800号、平成元年熊本県告示第832号、平成6年熊本県告示第590号、平成12年熊本県告示第356号、平成15年熊本県告示第290号、平成16年熊本県告示第1020号、平成23年熊本県告示第312号、平成27年熊本県告示第594号の事業地のうち、荒尾市平山字八反田・字南皮籠田、一部字山浦・字西山浦、川登字五反田・字坂口において事業地を変更し、同事業地に荒尾市菰屋字上萩を加える。

熊本県告示第629号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第3

72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
益城復興事務所施設賃貸借業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有する者として決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年8月23日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を含める）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第630号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社千広 熊本市東区画図町重富567番地7	住宅型有料老人ホーム ピュアート良町 熊本市南区良町五丁目15-22	431100364	平成30年7月26日	有料老人ホーム

熊本県告示第631号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社千広 熊本市東区画図町重富567番	住宅型有料老人ホーム ピュアート良町	431100364	平成30年7月26日	有料老人ホーム

地 7	熊本市南区良町五丁目15-22		
-----	-----------------	--	--

熊本県告示第632号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録略痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人諒和会 熊本市西区松尾町近津1361番地	さくらの苑短期入所生活介護事業所 熊本市西区松尾町近津1361番地	431100363	平成30年7月26日	短期入所生活介護

熊本県告示第633号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人諒和会 熊本市西区松尾町近津1361番地	さくらの苑短期入所生活介護事業所 熊本市西区松尾町近津1361番地	431100363	平成30年7月26日	短期入所生活介護

熊本県告示第634号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第1項の規定により登録特定行為事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録特定行為事業者の名称及び住所	変更事項		事業所の所在地	登録番号	変更年月日
	事業所の名称				
	変更前	変更後			
社会福祉法人やまなみ会 阿蘇市黒川431番地	地域密着型老人福祉施設なでしこの里	特別養護老人ホームなでしこの里	阿蘇郡産山村大字田尻618番地2	431100191	平成26年4月1日

熊本県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年8月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡多良木町大字久米 1 1 1 番 3 地先から 同所 3 1 1 番 1 地先まで	前	0.0 ～ 0.0	0.0	橋梁架 け替え に伴う 迂回路
			後	1.2 ～ 2.4		

2 区域を変更する期日 平成30年8月7日

公 告

熊本県公告第456号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	病院の所在地	指定年月日
玉名病院	玉名市築地1452番地3	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
城ヶ崎病院	玉名市伊倉北方265番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
荒尾こころの郷病院	荒尾市荒尾1992番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
有働病院	荒尾市万田475番地1	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
山鹿回生病院	山鹿市古閑1500番地1	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
菊池病院	合志市福原208番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
菊池有働病院	菊池市深川433番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
菊陽病院	菊池郡菊陽町大字原水5587	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
阿蘇やまなみ病院	阿蘇市一の宮町宮地115番地の1	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
希望ヶ丘病院	上益城郡御船町大字豊秋1540番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
益城病院	上益城郡益城町大字惣領1530番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
松田病院	宇城市松橋町豊崎1962番地の1	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
あおば病院	宇城市松橋町萩尾2037番地1	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
くまもと心療病院	宇土市松山町1901番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
平成病院	八代市大村町720番地の1	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
八代更生病院	八代市古城町1705番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
光生病院	人吉市下原田町字西門1125番地の2	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで

吉田病院	人吉市下城本町1501番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
酒井病院	天草市本町下河内964番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで

熊本県公告第457号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、同条第2項後段の規定による措置をとることができる応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	病院の所在地	指定年月日
城ヶ崎病院	玉名市伊倉北方265番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
山鹿回生病院	山鹿市古閑1500番地1	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
菊池病院	合志市福原208番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
菊陽病院	菊池郡菊陽町大字原水5587	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
阿蘇やまなみ病院	阿蘇市一の宮町宮地115番地の1	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
益城病院	上益城郡益城町大字惣領1530番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
くまもと心療病院	宇土市松山町1901番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで

熊本県公告第458号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項前段及び第33条第4項前段の規定により、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認めた。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	病院の所在地	認めた年月日
城ヶ崎病院	玉名市伊倉北方265番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
山鹿回生病院	山鹿市古閑1500番地1	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
菊池病院	合志市福原208番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
菊陽病院	菊池郡菊陽町大字原水5587	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
阿蘇やまなみ病院	阿蘇市一の宮町宮地115番地の1	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
益城病院	上益城郡益城町大字惣領1530番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで
くまもと心療病院	宇土市松山町1901番地	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで

熊本県公告第459号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
益城復興事務所施設貸借業務
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県土木部道路都市局都市計画課都市施設班（熊本県庁行政棟本館11階）
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2521
ファックス番号 096-387-1152
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010

(4) 業務の内容
益城復興事務所施設貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 契約期間
契約締結の日から平成36年3月31日（日）まで

(6) 履行場所
熊本県上益城郡益城町福原地内

(7) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者が失効、閉塞、破損等である電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額より入札し入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を適用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9) 仕事情段の定めがない事項については、熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成30年8月23日（木）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1 (3) の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成30年9月6日(木)午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年9月6日(木)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年9月20日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年9月19日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成30年9月20日(木)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年9月19日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

- 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県土木部道路都市局都市計画課都市施設班
電話番号 096-333-2521
ファックス番号 096-387-1152
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name of consignment:
Mashiki Revival Office facilities leasing
- (2) Date and place for bid:
Date: September 20, 2018, 10:00 am
Place: Management and Purchasing Division,
Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau
(2nd floor of the Kumamoto Pref. Government Office, main building)
- (3) Name of office in charge of bidding contract:
City Planning Division, Road City Bureau,
Department of Civil Engineering
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570 Japan
Phone: 096-333-2521
- (4) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（オルソ作成）	平成30年 9月14日から 平成31年 3月31日まで	熊本市、玉名市、山鹿市、 菊池市、合志市、玉東町、 和水町

熊本県公告第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字拾八町2146番、同2150番1、同2151番、同2152番2、
同2154番、同2155番、同2156番、同2157番、同2158番、同2159番、
同2160番、同2161番、同2162番、同2163番、同2164番、同2165番、
同2166番、同2167番、同2168番1、同2168番2、同2169番、同2170番、
同2171番、同2172番、同2173番、同2174番、同2175番、同2176番、
同2177番、同2178番、同2179番、同2181番、同2182番、同2183番、
同2184番、同2185番、同2186番、同2187番、同2188番3、同2214番1、
同字嘉一米2139番、同2140番1、同2141番及び里道の一部
43, 768.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊陽町大字津久礼76番地3
株式会社ジョイント

登載依頼

熊本県収用委員会公告第10号

公 示 送 達
熊本県上益城郡山都町上寺字山居谷925番2及び同町上寺字村ノ脇718番の土地に関する以下の者

- (1) 土地登記名義人（亡）坂本 藤平（持分15分の1）の相続人
田中 サカエ
居所、その他通知すべき場所不明
- (2) 土地登記名義人（亡）中原 角太郎（持分15分の1）の相続人
中原 政利
居所、その他通知すべき場所不明
- (3) 土地登記名義人（亡）西山 秀次（持分15分の1）の相続人
國武 和人
居所、その他通知すべき場所不明
但し、住民票記載の住所
福岡県福岡市城南区南片江5丁目3番8号
- (4) 土地登記名義人（亡）西山 秀次（持分15分の1）の相続人
西山 繁良
居所、その他通知すべき場所不明
但し、住民票記載の住所
福岡県北九州市小倉北区大島一丁目7番25号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき、上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成30年7月27日付け熊収第54号の2の書類（熊収29第19号、第20号案件（上寺I案件）の裁決書正本）

（注意）上記書類を受領しないときは、平成30年8月16日をもってその書類の送達

があつたものとみなされます。
平成30年8月7日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修